

学校法人光明学園 すみよし幼稚園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	学校法人光明学園
所在地	群馬県伊勢崎市馬見塚町 831 番地 1
電話番号	0270-32-1069
代表者職氏名	理事長 柳澤 慶仁

2 施設概要

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	すみよし幼稚園
施設の所在地	群馬県伊勢崎市馬見塚町 831 番地 1
電話番号	0270-32-1069
施設長	園長 柳澤 静江
受入年齢	1 歳児から 5 歳児
利用定員	1 8 5 人（1 号定員 9 5 人、2 号定員 6 0 人、3 号定員 3 0 人）
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

- (1) 認定こども園すみよし幼稚園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置づけ、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、認定こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを教育・保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	4, 778 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造
園舎面積	1, 630. 02 m ²
園庭面積	2, 469. 53 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
ほふく室	1室	47.6 m ²	
保育室	9室	431 m ²	
遊戯室（ホール）	1室	182 m ²	
調理室	1室	42.77 m ²	
事務室	1室	59.97 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主幹保育教諭	2人	教育・保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育教諭	22人	教育・保育業務
保育士	0人	保育業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	5人	給食調理
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 教育・保育の提供を行う日及び行わない日

(1) 教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの場合

教育・保育の提供を行う日は、月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）及び長期休業期間は除きます。

なお、長期休業期間については、下記の通りとします。

- ・夏季休業日 7月21日～8月24日
- ・冬季休業日 12月24日～1月6日
- ・春季休業日 3月24日～4月6日

(2) 保育認定（2・3号認定）を受けた子どもの場合

教育・保育の提供を行う日は、月曜日から金曜日までとします。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

7 教育・保育の提供を行う時間

当園が教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定を受けた子どもの場合

8時00分から14時00分までの範囲内で、教育を必要とする時間とします。なお、上記以外の時間帯においても教育・保育の提供を希望する場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外教育・保育を提供します。また、学期については以下のとおりとします。

1学期は4月1日から8月24日まで

2学期は8月25日から12月31日まで

3学期は1月1日から3月31日まで

(2) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分の範囲内で、教育・保育を必要とする時間とします。

実際に教育・保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、教育・保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」をする場合がありますので、御協力をお願いします。

(3) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時00分から16時00分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間とします。

実際に教育・保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、子どもが集団保育に慣れるために、教育・保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」をする場合がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育・保育が必要な場合は、7時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する教育・保育等の内容

当園が提供する教育・保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、教育・保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時預かり事業の実施

保育を受けることが困難になった子どもを一時的に預ります。

月曜～金曜日 9時から16時の範囲で保育の必要な時間 定員1日1名。

(4) 子育て支援事業の実施

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図る。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、当該市町村が定める利用者負担額を当園にお支払いいただきます。
- (2) その他教育・保育等の提供に要する実費徴収額等
 - (1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。
 - お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 利用の申し込みのあった教育標準時間認定を受けた子どもと、現に当園を利用している教育標準時間認定子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、以下に示した公正な方法により選考します。
 - 1.在園児及びその兄弟姉妹を優先とします
 - 2.その他先着順とします
- (2) 保育認定を受けた子どもについては、児童福祉法第24条に基づき市町村が行う利用調整に従い決定されるものとします。
- (3) 当園を利用するにあたっては、利用する幼児に発達の違い、疾病、アレルギー等あると思われる場合には、利用開始前(申込時等)に必ず申し出てください。
- (4) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、利用者負担金の滞納その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	豊受診療所
医師名	土田英希
所在地	伊勢崎市馬見塚町 860-1
電話番号	0270-32-0450

(2) 歯科

医療機関の名称	香村デンタルクリニック
歯科医師名	香村立也
所在地	伊勢崎市大正寺町 240
電話番号	0270-32-0150

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び当該市町村に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：伊勢崎佐波医師会病院 診療科：総合 所在地：伊勢崎市下植木町 481 電話番号：0270-24-0111
受診医療機関②	医療機関名：伊勢崎市民病院 診療科：総合 所在地：伊勢崎市連取本町 12-1 電話番号：0270-25-5022

その他症状により、他の医療機関に受診する場合があります。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・備蓄食糧 ・懐中電灯
緊急時の伝言方法	連絡メールまたは電話連絡網
避難場所	豊受公民館

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主幹保育教諭 大谷美代子 ・苦情解決責任者 園長 柳澤静江 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。</p>	
第三者委員	久保田茂男	電話番号 0270-32-9721
		役職・肩書等 理事
第三者委員	高橋隆弘	電話番号 0270-74-0447
		役職・肩書等 理事

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 障害見舞金 4,000 万円 死亡見舞金 3,000 万円
保険の種類	日新火災総合賠償責任保険
保険の内容	対人 1 事故 10 億円 対物 1 事故 300 万円

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項	1. 当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2. 当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
------	--

重要事項の説明に関する同意書

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、認定こども園すみよし幼稚園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

住 所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :

説明者職氏名 : 認定こども園すみよし幼稚園 園長 柳澤 静江

別表

1. 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分・実費分）

受領する 費用の種類	支払を求める理由	金額
施設設備費	平均的な水準を超えた施設設備の維持管理	月額 1,000円
教育環境向上費	専門的な外部講師や特別な教材の利用	月額 1,000円（4・5才児） 500円（3才児）
給食に係る費用	1号認定子どもに係る給食費	月額 5,500円 （主食費 1,000円） （副食費 4,500円）
給食に係る費用	2号認定子どもに係る給食費	月額 6,000円 （主食費 1,000円） （副食費 5,000円）
おやつ代	満3才児（1号認定子ども）	月額 1,000円
保護者会費	保護者会の運営に係る費用	月額 500円
入園受入準備金 月刊絵本代 教材費 遠足代 行事参加費 園児服代 体操着代 通園カバン代 写真代など	入園時や教育・保育に必要な時ご負担いただく費用	入園時 10,000円 実費 実費 実費 実費 実費 実費 実費 実費

2. 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育短時間認定（2号短時間）に係る時間外保育料

7:30~8:00 100円 16:00~18:30 30分 100円

イ 教育標準時間認定（1号認定）に係る時間外保育料

7:30~8:00 100円 14:00~18:30 30分 100円 おやつ代1食 70円

ウ 教育標準時間認定（1号認定）に係る長期休業中の時間外保育料

30分 100円（※昼食代1日 280円 おやつ代1食 70円）

(2) 送迎バス代 月額（往復）3,200円（片道）1,800円

※入園準備金については、いかなる理由でも返金いたしません。

※上記負担金については、諸般の事情により変更することがあります。

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の施設へ転園する場合等において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・園の活動を周知するため、ホームページ等に子どもの写真を掲載すること。
- ・非常連絡網を作成し配布すること。

認定こども園すみよし幼稚園 園長 柳澤 静江 様

令和 年 月 日

住 所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :